

天川村分別収集計画

(第 1 0 期)

令和 4 年 6 月

奈良県天川村

第 10 期 天川村分別収集計画

目 次

1.	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4.	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	1
6.	容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7.	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係 る分別の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（法第8条第2項第3号）	
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包 装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
	（法第8条第2項第4号）	
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包 装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	4
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

天川村分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負担の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	30t	29t	29t	29t	28t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- (1) 広報等による容器包装廃棄物の適正な分別排出の啓発
- (2) 簡易包装の推進
- (3) 買い物袋の持参の推進
- (4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	1.3t		1.3t		1.3t		1.3t		1.3t	
主としてアルミ製の容器	5.4t		5.3t		5.3t		5.2t		5.2t	
無色のガラス製容器	4.9t		4.8t		4.8t		4.7t		4.7t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	4.9t		4.8t		4.8t		4.7t		4.7t	
茶色のガラス製容器	5.1t		5.1t		5.0t		5.0t		5.0t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	5.1t		5.1t		5.0t		5.0t		5.0t	
その他のガラス製容器	1.1t		1.1t		1.1t		1.1t		1.1t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0.5t	0.6t	1.1t		1.1t		1.1t		1.1t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0.1t		0.1t		0.1t		0.1t		0.1t	
主として段ボール製の容器	7.5t		7.5t		7.4t		7.3t		7.2t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	4.2t		4.2t		4.1t		4.1t		4.0t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	4.2t	0t	4.2t	0t	4.1t	0t	4.1t	0t	4.0t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2.0t		2.0t		2.0t		2.0t		1.9t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	2.0t		2.0t		2.0t		2.0t		1.9t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

+観光客の増加に伴う量の増加分

また、人口変動は、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1,279人 (対前年度比) 98%	1,253人 (対前年度比) 98%	1,228人 (対前年度比) 98%	1,203人 (対前年度比) 98%	1,179人 (対前年度比) 98%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	村の定期収集	令和 5 年 4 月から 9 月まで 南和広域衛生組合 令和 5 年 10 月以降 さくら広域環境衛 生組合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	ガラスびん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器 包装	プラスチック製 容器包装		

※なお、集団回収活動により回収された容器包装廃棄物については、集団回収した団体が分別収集することとし、村においてはこれらの回収に対する支援措置を講じる。

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物のうちアルミ缶、スチール缶・無色ガラスびん・茶色ガラスびん・その他の色のガラスびん、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、令和5年4月から9月までは南和広域衛生組合の現有施設、令和5年10月以降はさくら広域環境衛生組合の施設で選別・圧縮・溶解し、保管する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- ・ 自治会等住民団体による集団回収を促進するため、優良団体の表彰、収集場所や回収機材の貸与等の支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画の記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。